

適合証明業務(フラット 35)手数料

新築住宅(フラット 35・財形住宅融資)

【一戸建て等】

単位(円/戸)

		設計			中間	竣工
		区分 1	区分 2	区分 3		
		□フラット 35 □フラット 35S (証明有) □型式認定等	□フラット 35S (証明無) ・省エネ(断熱等級) ・耐震 ・バリア ・耐久可変	□フラット 35S (証明無) ・省エネ(一次エネ)		
通常申請	当社で確認申請 又は建設評価	3,000	20,000	30,000	4,000	4,000
	上記以外	15,000	32,000	42,000	18,000	18,000
竣工済特例	当社で確認申請	15,000(竣工共)	32,000(竣工共)	42,000(竣工共)	—	—
	上記以外	55,000(竣工共)	72,000(竣工共)	82,000(竣工共)	—	—

※ 設計区分 1 の S は、基準に応じた「BELS 評価書」「基準適合住宅」「認定低炭素住宅」「性能向上計画認定住宅」「省エネラベル」「次世代住宅ポイント対象住宅証明書」「長期優良住宅」のいずれかの証明書等の取得が必要です。

※ フラット 35S で 2 以上の基準を選択する場合の設計検査手数料は以下とします。

- ・区分 2 又は 3 の基準を含む場合は区分 2 又は 3 の手数料を基本手数料とし、区分 2,3 のいずれの基準も含む場合は区分 3 の手数料を基本手数料とします
- ・追加される 1 基準ごとに 10,000 円加算します。ただし、追加される基準が区分 1 に該当する場合は手数料の加算は無とします。

【共同住宅】

		フラット 35、型式認定等		フラット 35 S	
		設計	竣工	設計	竣工
当社で 確認申請	住戸毎の申請	1,000 円/戸	4,000 円/戸	2,000 円/戸	4,000 円/戸
	登録マンション (1 戸~30 戸)	20,000 円	60,000 円	30,000 円	90,000 円
	登録マンション (31 戸~60 戸)	40,000 円	戸数×2,000 円	60,000 円	戸数×3,000 円
	登録マンション (61 戸以上)	60,000 円	戸数×2,000 円 (上限 15 万円)	90,000 円	戸数×3,000 円 (上限 20 万円)
上記以外	住戸毎の申請	3,000 円/戸	6,000 円/戸	4,000 円/戸	6,000 円/戸
	登録マンション (1 戸~30 戸)	50,000 円	90,000 円	80,000 円	120,000 円
	登録マンション (31 戸~60 戸)	100,000 円	戸数×3,000 円	150,000 円	戸数×4,000 円
	登録マンション (61 戸以上)	150,000 円	戸数×3,000 円 (上限 20 万円)	230,000 円	戸数×4,000 円 (上限 25 万円)

中古住宅（フラット 35・財形住宅融資・リフォーム一体型・リノベ）

単位（円/戸）

		フラット 35 型式認定等	フラット 35S
一戸建て等	建築確認日 S56.6.1 以降	45,000	55,000
	建築確認日 S56.5.31 以前（図面必要）	50,000	65,000
共同住宅	建築確認日 S56.6.1 以降	30,000	55,000
	建築確認日 S56.5.31 以前（図面必要）	50,000	65,000

※ フラット 35（リフォーム一体型）については、上記手数料に 20,000 円加算します。

※ フラット 35（リノベ）については、上記手数料（フラット 35S の欄）に 30,000 円加算します。

※ 調査項目の中で技術基準に『不適合』項目が出た場合は、それ以降の調査を中止し検査手数料の全額を返還します。

リフォーム融資

単位（円/戸）

		事前ヒアリング・現場検査
財形リフォーム		30,000
耐震・バリアフリー		65,000

賃貸住宅融資（1棟あたり）

単位（円）

	設計			竣工
	区分 1	区分 2	区分 3	
	<input type="checkbox"/> 断熱等級 2 （機構独自基準） <input type="checkbox"/> 型式認定等	断熱等級の 審査のみ	一次エネ等級の 審査あり	
当社で確認申請	戸数×1,000	戸数×3,000 +20,000	戸数×3,000 +30,000	戸数×4,000
上記以外	戸数×3,000	戸数×5,000 +20,000	戸数×5,000 +30,000	戸数×6,000

※ 建築物エネルギー消費性能基準による審査の場合は、別途見積とします。

※ 住宅性能評価書等を活用し、断熱等性能等級又は一次エネルギー消費量等級の基準の審査が省略できる場合の設計検査手数料は、区分 1 とします。

賃貸住宅リフォーム融資

単位（円）

住宅セーフティネット	リフォーム工事実施戸数×5,000 + 30,000
耐震改修	リフォーム工事実施戸数×5,000 + 50,000
省エネ住宅	リフォーム工事実施戸数×7,000 + 60,000
サービス付き高齢者向け住宅	リフォーム工事実施戸数×7,000 + 50,000

住宅融資保険

単位（円/戸）

一戸建て等	建築確認日 S56.5.31 以前（図面必要）	50,000
共同住宅		

※ 調査項目の中で技術基準に『不適合』項目が出た場合は、それ以降の調査を中止し検査手数料の全額を返還します。

※ 家島諸島、大阪府、京都府（福知山市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町を除く）の現場検査については、出張費としてそれぞれ 10,000 円加算します。（当社で建設住宅性能評価を申請した場合を除く）